**埋蔵文化財試掘調査の依頼に係る確認書**

**１　土地所有者等との連絡調整**

（１）試掘調査の依頼者と土地の所有者が異なる場合は，依頼者の責任において土地所有者との連絡調整を行い，試掘調査実施の承諾を得ること。

　（２）試掘調査地点への重機（バックホー0.13㎥クラス（幅2ｍ程度，重量4,000～5,000㎏程度）搬入に係り，私有地を通行する必要がある場合は，依頼者の責任において通行に係る許可を得ること。

**２　試掘調査に係る事前処理等**

　（１）試掘調査の実施にあたり，依頼者の責任において，障害となる施設等の事前処理（建物・構造物の撤去，上下水道・ガス等設備の確認と切断，舗装の除去，樹木伐採・草刈り等）を行うこと。

（２）調査中の管渠等の破損により上下水道水・ガス等が流出した場合は，依頼者の責任負担により必要な対応を行うこと。

**３　調査後の復旧等**

　（１）試掘調査実施地点について，舗装等の復旧が必要な場合は依頼者においてこれを行うこと。

　（２）試掘調査により掘削を行った箇所は，一定期間は地面が柔らかく沈みやすくなるため，調査後の土地利用は十分に注意すること。

　上記事項について確認の上，竹原市（　　　開発計画場所　　　　）の埋蔵文化財試掘調査を依頼します。

　依頼者　住　所

　　　　　氏　名

連絡先

**埋蔵文化財試掘調査の承諾について**

　上記所有地の埋蔵文化財試掘調査を承諾します。

　なお，上記所有地からの出土品等については，文化財保護法第105条の規定による土地所有者の権利を放棄します。

　土地所有者　住　所

　　　　　　　氏　名

連絡先